

会員規約

第1条（目 的）

本規約は、亀岡商業協同組合（以下「組合」という。）が消費者（以下「会員」という。）に発行した「ふれ♥愛」事業にて付設したポイントサービス機能、プリペイドサービス機能および取扱いを適正に行うために定められたものであります。

第2条（会員および資格）

1. 会員とは、所定の手続きを経て取得した「かめ pay」・「ふれ♥愛」カードの所有者をいいます。
2. 会員となるための年齢制限はありません。どなたでも入会できるものとします。

第3条（入会金・年会費）

入会金・年会費は必要ありません。

第4条（会員登録「かめ pay」ダウンロード手続）

1. 会員となるためには「かめ pay」をダウンロード会員登録します。
会員規約を承認し必要項目を入力してください。

第5条（アプリ発行手数料とメリット）

アプリ発行手数料は無料とします。

- ① 利用履歴や保有残高をリアルタイムに確認できる。
- ② 「お知らせ」機能等を用いた最新情報受信ができる。
- ③ 「アンケート」機能によるサービス参加ができる。
- ④ 退会届がアプリで出来る。退会すると同じメールアドレスでは登録できません。

第6条（アプリの有効期限）

アプリの有効期限は無いものとします。

ただし、サービス機能ごとの有効期限はそれぞれに定めるものとします。

第7条（「ふれ♥愛」カード紛失・盗難届出および再発行）

1. 会員は、「ふれ♥愛」カードを紛失した場合、または盗難にあった場合は遅滞無く組合に電話等により連絡するとともに、書面により正式に届け出て再発行手続きをとるものとします。
2. 前項にかかる届け出が無い場合、もしくは届け出前に当該紛失または盗難カードが不正使用された場合の損害は、会員の責に帰するものとします。
3. 組合は、前項（1）の届け出があった場合は、当該紛失または盗難カードの使用を停止することとします。
4. 紛失または盗難による「ふれ♥愛カード」の再発行は、未使用ポイント数およびプリペイド額を引き継いで発行するものとします。
ただし、再発行日までに不正使用されたポイント数およびプリペイド額は除くものとします。
5. 会員は、紛失または盗難による「ふれ♥愛」カードの再発行については、再発行手数料は無料とします。

第8条（「ふれ♥愛」カード破損の届け出および再発行）

1. 会員は、「ふれ♥愛」カードを破損した場合は、組合に当該「ふれ♥愛」カードを持参し、書面により届け出て再発行の手続きをとるものとします。
2. 商協は、破損カードのポイント数およびプリペイド額等を引き継いで発行するものとします。

第9条（届出事項の変更）

1. 会員は、氏名、住所等申込書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに組合に書面により届け出るものとします。
2. 前項の届け出が無い場合組合からの通知または送付書類その他が延着した場合または到着しなかった場合、通常到着すべき会員に到着したものと看做されても異議は申し立てないものとします。

第10条（サービス機能の付設）

「かめ pay」・「ふれ♥愛」カードには、次のサービス機能を付設します。

- ①ポイントサービス
- ②プリペイドサービス

第11条（ポイントサービス）

1. ポイントの発行
 - ①加盟店で「かめ pay」・「ふれ♥愛」カードを提示してお買物をされた場合「かめ pay」・「ふれ♥愛」カードの中にサービス点数（ポイント）を記録加算し、蓄積されます。
 - ②点数は100円につき1点を基準とし、お買い上げ金額の100円未満は切り捨てて計算します。
 - ③この比率は特定期間あるいは特定店舗で変更することもあり、広告等により会員にお知らせします。
2. サービス対象外の商品

次の商品は点数計算の対象から除外されます。

 - ①商品券あるいは各種ギフト券の販売
 - ②タバコ、テレホンカード、切手、はがき、収入印紙
 - ③消費税
 - ④その他商店の特定商品
3. 点数によるサービス
 - ①残高点数が500点毎に500円の買物が出来ます。
 - ②組合主催の各種イベントにその都度設定する点数により参加いただけます。
 - ③その他組合、加盟店が主催するサービス
4. 返品処理

お買物をされた「かめ pay」・「ふれ♥愛」カードとお買い上げ商品を当該加盟店にお持ちいただくことによって返品処理をいたします。

第12条（プリペイドサービス）

1. プリペイドの発行機関

プリペイドは、組合または加盟店において「かめ pay」・「ふれ♥愛」カードにより発行するものとします。

2. プリペイド発行

（1）会員が、組合または加盟店において現金を前払いし、「かめ pay」・「ふれ♥愛」カードにプリペイド金額として記録して発行するものとします。

（2）プリペイド発行は 1,000 円以上 1,000 円単位でチャージできるものとします。

3. チャージの制限

会員が、「かめ pay」・「ふれ♥愛」カードにチャージできる金額の保有上限額は 30 万円までとします。

4. プリペイドの利用と制限

（1）会員は、「かめ pay」・「ふれ♥愛」カードに発行された金額の残額の範囲内で、加盟店での商品等の購入代金の支払に 1 円単位で利用できるものとします。

（2）組合および加盟店は、発行済みまたは未使用残額のプリペイド金額の換金は一切行わないものとします。

5. プリペイド金額の特典および条件

（1）前第2項のプリペイド発行時に、100 円につき 1 点のポイントを発行するものとします。

（3）会員は、プリペイドでの商品等の購入代金支払については、現金またはポイント等の併用をすることが出来るものとします。

6. プリペイドの有効期限

プリペイドの残金の有効期限は、ないものとする。

7. プリペイドの取消処理

（1）プリペイドチャージの取消については、最終チャージのみ当該チャージをおこなった加盟店において取消ができるものとします。

（2）会員が、プリペイドによりお買物をされた購入代金の取消は、当該加盟店において取消ができるものとします。

8. 暗証番号

（1）「かめ pay」・「ふれ♥愛」カードの安全(セキュリティ)確保のためプリペイド初チャージ時に 4 桁の暗証番号を入力、以後使用時に暗証番号の入力により機能使用が出来ます。

（2）暗証番号の失念、6 度の打ち間違いによる機能停止、長期間未使用による機能停止の場合はいずれも事務局にて本人確認作業により機能回復するものとします。

第13条（本規約の変更等）

本規約の一部または全てを変更する場合は会員にその内容をお知らせいたします。

お知らせ後に「かめ pay」・「ふれ♥愛」カードご利用された場合、会員は内容をご承認いただいたものとみなさせていただきます。

第 14 条

この規約に定めのない事項であって緊急かつ必要な事項は、理事会で決する。

改定された規約については、組合はホームページ・マイページに通知するものとする。

第 15 条（お問い合わせ電話対応窓口の設置）

「かめ pay」及び「ふれ♥愛」カードに関する各種お問い合わせについては
下記番号の電話対応窓口を設置し、対応するものとする。

TEL 070-9046-7356

付則

本規則は平成 15 年 1 月 1 日より施行する。

平成 18 年 4 月 1 日改正
平成 20 年 5 月 23 日改正
2025 年 7 月 31 日改正